

認可保育施設紙おむつ等納入業務委託仕様書

1 事業名

保育園等おむつ無償化事業

2 事業概要

仙北市立保育園及び認定こども園(以下、「保育園等」という。)に入園している園児(以下、「園児」という。)が保育園等で使用する紙おむつ及びおしりふき(以下、「紙おむつ等」という。)を定額利用できるものとし、利用を希望する園児が在籍する保育園等で実施する。

3 対象園児

0歳児、1歳児、2歳児クラスに在籍する園児

ただし、本市の判断でそれ以上のクラスの園児へも対象を拡大することができる。

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 実施場所

下記「実施施設一覧」のとおり。

なお、実施期間中に保育園等の所在地の変更等があった場合、実施場所の変更を行うことがある。

6 事業内容

提供事業者(以下、「事業者」という。)は、以下のサービスの提供を行う。

(1)サービスの利用に関する契約及び契約期間

契約は、仙北市と事業者で直接契約を行う。

(2)紙おむつ等の提供

事業者は、保育園等で使用する紙おむつ等について、数量の上限を設けず提供を行うと共に、1箱配送を可能とすること。

原則、発注から2営業日(土日祝日を除く。)後の納品を可能とすること。また、同月における児童園児の異動(増減)に対応し、月途中からのサービス利用を可能とすること。併せて市内保育園等間の異動において二重に請求が発生しないこと。

在庫管理は、各保育園等に一任し、現場負担軽減の観点より、各保育園等から事業者へ在庫管理の報告等求めないこと。また、おむつのサイズの管理についても保育園等に一任とし、事業者へのサイズ報告を求めないこと。

サービスの導入は1施設につき、利用希望者1人以上の場合に実施すること。

(3)紙おむつ等の納品

保育園等からの発注を受け、サービスに係る紙おむつ等を保育園等が指定する場所に直接納品する。なお、納品する日時は事業者と保育園等で協議して決定する。

不慮の事態により、紙おむつの納品が出来ないときは、提供紙おむつと同等以上の紙おむつを納品すること。

(4)紙おむつ等の規格

紙おむつは、仙北市民が容易に認識し、日本国内において一般的に流通しているメーカーで、安心できる商品を使用すること。

また、紙おむつは、利用園児の年齢等に応じて必要なサイズ(S・M・Lなど)及び、タイプ(テープ・パンツ)を取り扱う。

なお、紙おむつ・おしりふきはすべての園へ同じものを提供することとする。

(5)利用料金の徴収等

利用料金は1人当たり月額定額単価とし、包括的な業務委託契約とする。

(6)問合せ対応

事業者は、当該事業に関する保護者や保育園等からの問合せ等について適切に対応できるよう、相談サポート体制を整えることとする。

(7)保育園等及び保護者への周知

サービスを円滑に運営できるよう、保育園等に対しては、導入前に関係職員への説明会を実施するとともに、保育園等向けの説明資料やマニュアル等を作成し、配布する。

7 特記事項

この事業を受託しようとする者は、以下の条件を満たしていること。

- ・法人格を有し、事業を継続的に遂行できる組織体制を有すること。
- ・日本国内に本社または事業所を有し、国内での納品・サポート体制を有すること。
- ・自治体における公立保育園施設や民間の保育園施設へのおむつのサブスクリプションサービス導入実績、またはそれと同等の業務遂行能力を有すること。

8 その他

- (1) 本事業を履行する事業者は、個人情報保護に関する方針を保有し、メール送付の誤送信防止や契約者名簿等保管など適切な個人情報保護措置を講じることとする。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて本市と事業者が協議して定めるものとする。
- (3) 仙北市外からの入所園児に対し、同一単価で保護者個人契約のサブスクリプションを提供可能とすること。

(4)個人情報を適切に取り扱う体制の整備・運用が必要であるため、プライバシーマークの取得していること。

(5)対象保育園児は数及びおむつ数量は、対象保育園児の増減等により変動する。

(6)本事業を履行する事業者は、発注者の指示により、おむつの数量又は、対象保育園児が増減することをあらかじめ承諾するものとする。

(7)支払いは、毎月の利用者人数に基づき行うものとする。

※実施施設一覧

令和8年1月1日現在

No.	保育園名	定員数	所在地	電話	0歳児数	1歳児数	2歳児数	合計
1	角館西保育園	30	角館町雲然田中437-2	0187-53-2522	3	4	4	11
2	白岩小百合保育園	30	角館町白岩上西野93-1	0187-54-1083	1	7	4	12
3	中川保育園	20	角館町川原羽黒堂324-1	0187-53-2404	8	0	0	8
4	角館こども園	172	角館町中菅沢 91-1	0187-53-2918	14	27	32	73
5	だしのこ園	88	田沢湖生保内字武蔵野117-263	0187-43-1025	10	13	13	36
6	神代こども園	65	田沢湖神代字珍重屋敷 89-3	0187-44-2502	2	12	13	27
7	にこにここども園	56	西木町門屋字六本杉2-1	0187-47-2525	4	9	5	18
8	ひのきないこども園	23	西木町桧木内字高屋137	0187-48-2345	1	0	0	1
合計					43	72	71	186

1)4~6は、社会福祉法人「はなさき仙北」認定こども園が運営する。

2)No.3 中川保育園、No.8 ひのきないこども園は、令和8年4月1日の入園見込みはないが、年度途中入園の際は再開予定とする。